

令和 8 年度 阿波海南文化村施設屋根修繕工事

図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書－ 1
A-02	特記仕様書－ 2
A-03	特記仕様書－ 3 ・ 附近見取図
A-04	配置図
A-05	工芸館 屋根伏図
A-06	いきいき館 屋根伏図
A-07	三幸館 屋根伏図

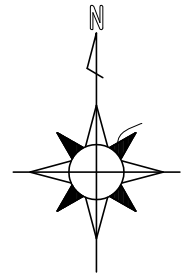
海陽町

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																	
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。																		
	1. 工事名称	令和8年度 阿波海南文化村施設屋根修繕工事		6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。																	
	2. 工事場所	海部郡海陽町			◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。																	
	3. 建物概要	<table><tr><td>施設名称</td><td>阿波海南文化村</td><td colspan="2">敷地面積：23,703.30 (m2)</td></tr><tr><td>建物名称</td><td>工芸館</td><td>いきいき館</td><td>三幸館</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>鉄骨造 平屋建て</td><td>鉄骨造 平屋建て</td><td>鉄骨造 平屋建て</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>412.39 (m2)</td><td>377.61 (m2)</td><td>242.64 (m2)</td></tr></table>			施設名称	阿波海南文化村	敷地面積：23,703.30 (m2)		建物名称	工芸館	いきいき館	三幸館	構造・規模	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て	延床面積	412.39 (m2)	377.61 (m2)	242.64 (m2)	◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	
	施設名称	阿波海南文化村			敷地面積：23,703.30 (m2)																	
	建物名称	工芸館		いきいき館	三幸館																	
	構造・規模	鉄骨造 平屋建て		鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て																	
	延床面積	412.39 (m2)		377.61 (m2)	242.64 (m2)																	
	4. 工事種目	<table><tr><td>種 目</td><td>工 事 概 要</td></tr><tr><td>建築一式工事</td><td>屋根塗装工事一式</td></tr></table>		種 目	工 事 概 要	建築一式工事	屋根塗装工事一式	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。													
	種 目	工 事 概 要																				
建築一式工事	屋根塗装工事一式																					
II. 営繕工事共通仕様書																						
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。） ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和7年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和7年版）	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。																			
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。																			
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。																			
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。																			
特 記：特記事項は◎又 は、⊙ 印の付いた物を摘要する。				◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。																		

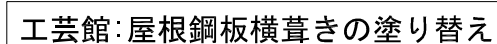
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
一 章 一 般 共 通 事 項	11. 交通安全管理	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	一 章 一 般 共 通 事 項	15. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。 ◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・竣工図（製本1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）） ・使用材料一覧表（2部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
	12. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。		16. 完成図等	
	13. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。 ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。		17. デジタル工事写真の 小黑板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
	14. 施工				
2章 改修仮設工事					
章	項 目	特 記 事 項			
二 章 改 修 仮 設 工 事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。			
	2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎外部足場（種類：くさび緊結式足場、仕様：W900 2枚布、D=40cm、シート仕様：防災Ⅰ類） ・壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5.0m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎監督員事務所は設けない。			
	3. 監督員事務所				
特 記：特記事項は◎又は、●印の付いた物を摘要する。					

特 記：特記事項は◎又 は、⦿ 印の付いた物を摘要する。

特記：特記事項は◎又は、●印の付いた物を摘要する。



附近見取図



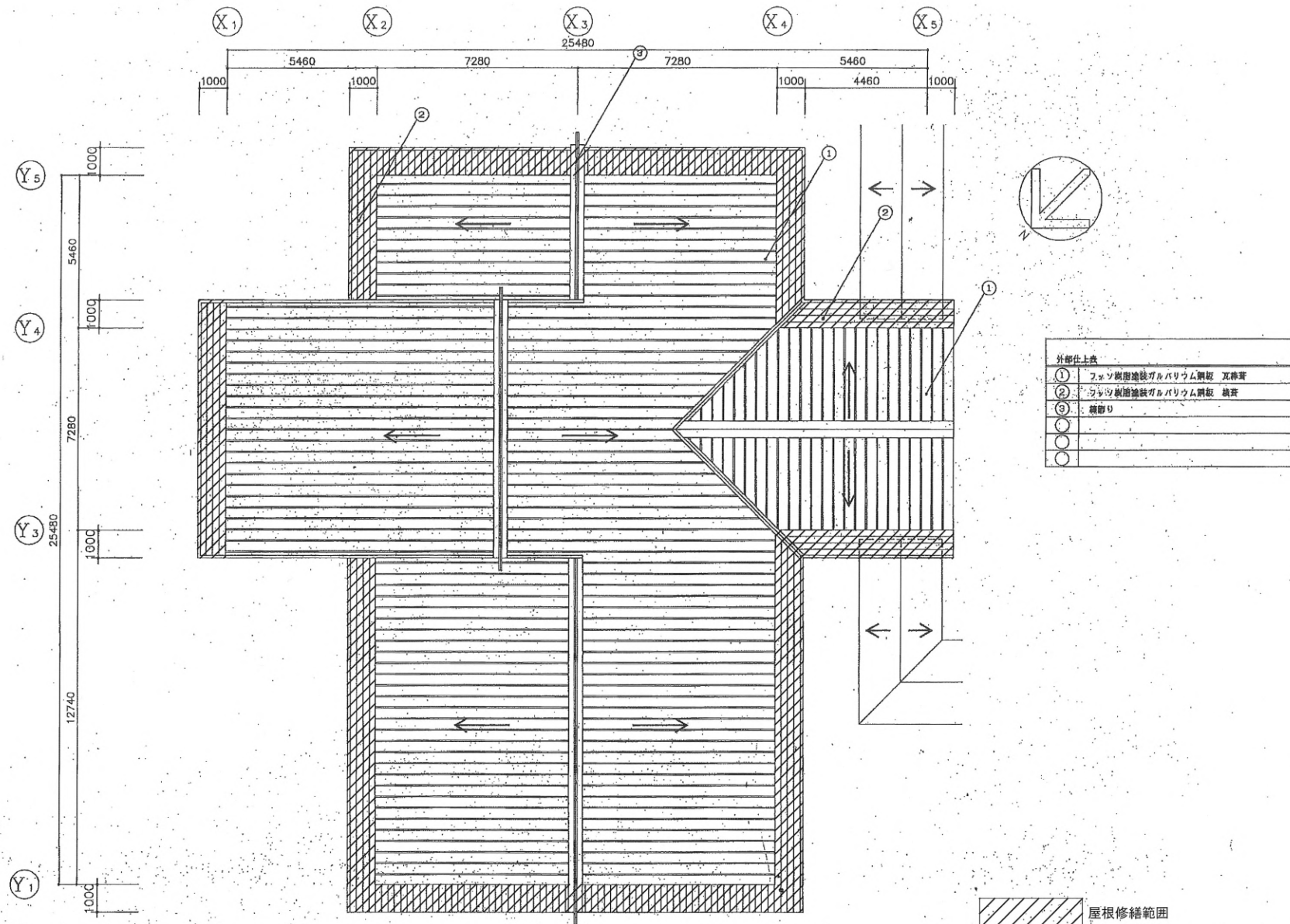
いきいき館：屋根鋼板横葺きの塗り替え

三幸館：屋根鋼板横葺きの塗り替え



●工事名	令和8年度 阿波海南文化村施設屋根修繕工事
●図面名	全体配置図

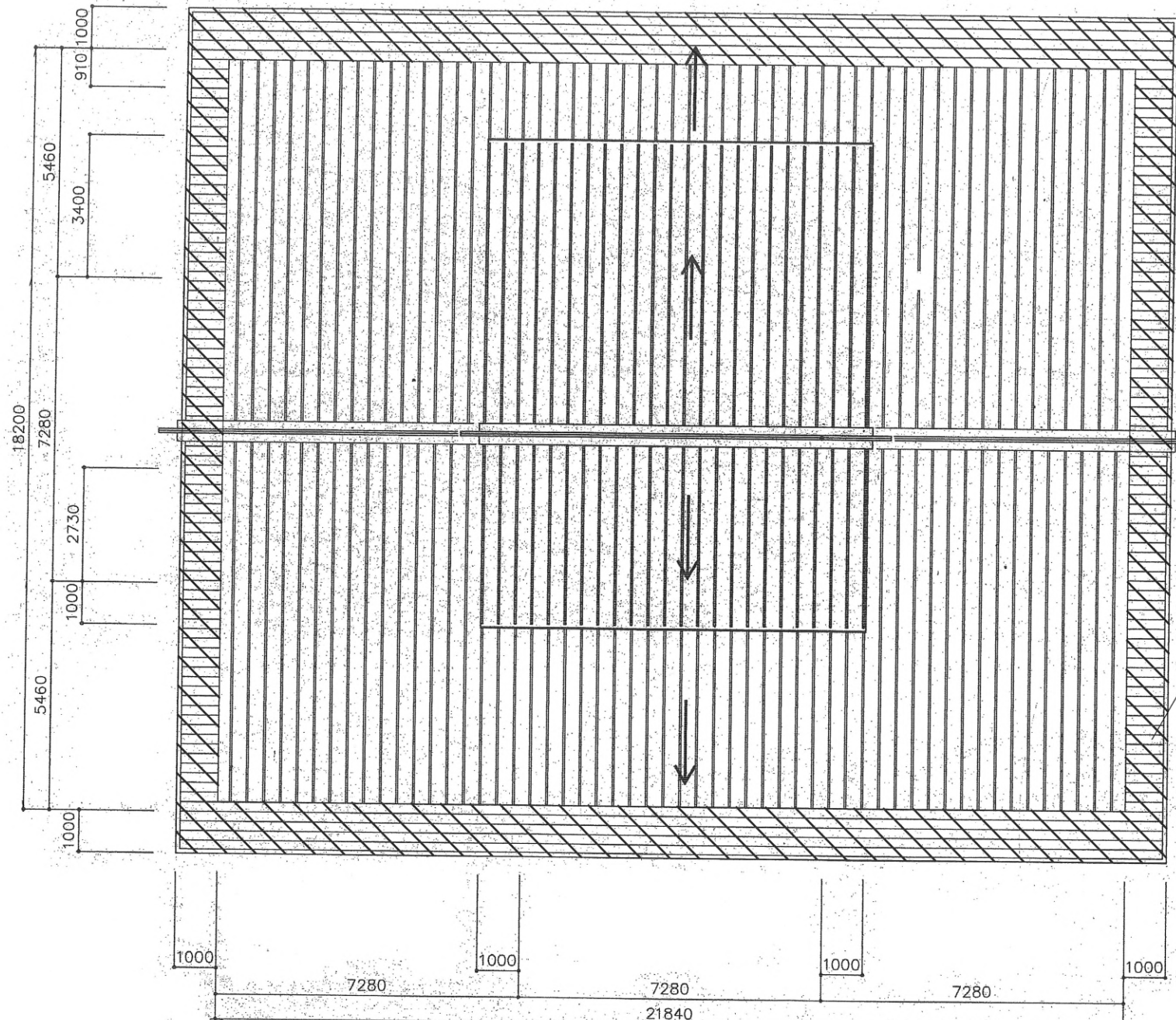
●図面番号	A-04
●縮尺	1/800



外部仕上表	
①	フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 瓦葺き
②	フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 鉄骨
③	断熱材
④	
⑤	
⑥	

屋根修繕範囲

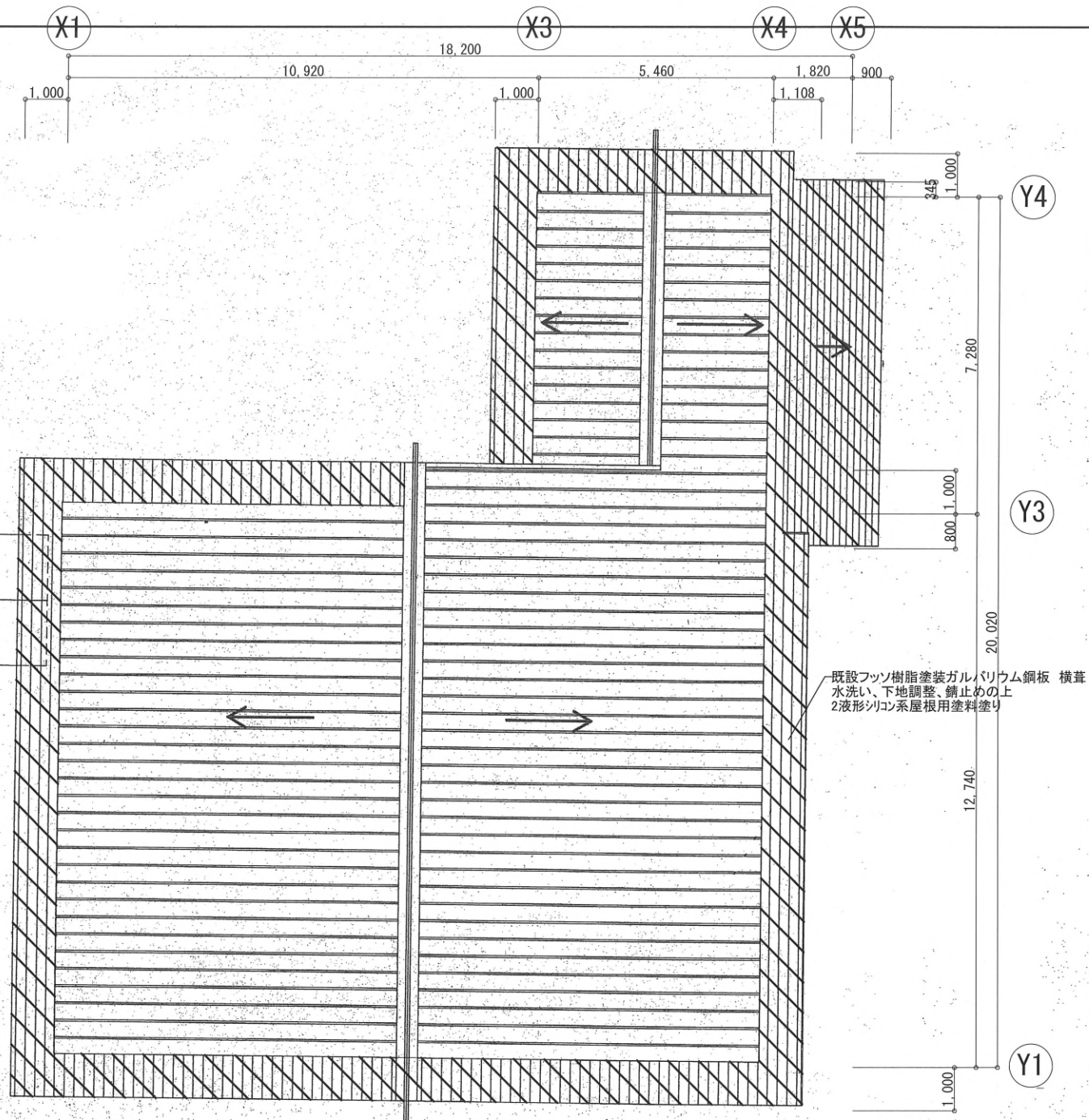
修繕内容：既存横葺き 水洗い、下地調整、錆止めの上
2液形シリコン系屋根用塗料塗り



既設フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 横葺
水洗い、下地調整、錆止めの上
2液形シリコン系屋根用塗料塗り

屋根修繕範囲

修繕内容: 既存横葺き
水洗い、下地調整、錆止めの上
2液形シリコン系屋根用塗料塗り



 屋根修繕範囲
 修繕内容：既存横葺き
 水洗い、下地調整、錆止めの上
 2液形シリコン系屋根用塗料塗り